

令和 8 年度第 1 回富津市障害者総合支援協議会会議録

発言者	発言内容
1. 開会	(14 : 00)
能城課長補佐	<p>それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日の進行を務めます、障がい福祉課の能城と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところ、令和 8 年度第 1 回富津市障害者総合支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、昨年度の本協議会で承認を得た後に、要綱の一部改正を行い、委員の任期は 2 年以内から 3 年以内に変更となり、会議開催のご案内と併せて残任期間 1 年間の委嘱状を改めて交付させていただいているところです。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、本日の協議会の出席者は 16 名ですので、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、委員の過半数以上の出席となり、会議は成立します。</p> <p>また、本協議会は、富津市情報公開条例第 23 条第 1 項の規定により、市民の意見を反映させるために設置する審議会等で、市民が構成員に含まれている会議については、法令等に特別の定めがある場合を除き、公開することとなっております。</p> <p>この規定により、本協議会につきましても、傍聴者の受入れ体制を整備し、会議結果を公表することとしておりますので、ご承知おきくださるよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者はありません。</p> <p>また、会議録作成のため、録音機を使用させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>次に、音響設備について説明いたします。会議の中で発言をされる場合は、挙手の上、議長から指名をされたら、職員がマイクをお持ちしますので、そのマイクを使用して発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>

2. 会長あいさつ	
能城課長補佐	<p>それでは、次第2「あいさつ」でございます。 富津市障害者総合支援協議会 島津会長からご挨拶いただきたいと思ひます。 島津会長よろしくお願ひいたします。</p>
島津会長	<p>協議会の会長を務めております。 所属は、社会福祉法人アルムの森の理事長をしております島津です。よろしくお願ひします。 本日は、皆さんお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 本日の議題としては5つあります。 1つは、各部会等の活動方針、それから富津市地域生活支援拠点の令和7年度の運営評価。 もう1つが、富津市基幹相談支援センターの事業計画。 そして今回大きなものは、「いきいきふつつ障がい者プラン第4次基本計画・第8期障害福祉計画（第4期障害児福祉計画）」の策定方針及び策定スケジュール。 それに伴うプラン策定に係るアンケートについて、皆様方からご意見いただいて「いきいきふつつ障がい者プラン」を、今年度中に策定するというこゝで、皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。 よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
能城課長補佐	<p>ありがとうございました。</p>
3. 新規委員及び事務局紹介	
能城課長補佐	<p>続きまして、次第3「新規委員及び事務局紹介」でございます。 新たに委員を委嘱させていただいた方について、事務局から名簿順にご紹介させていただきます。 名前を呼ばれましたら、お手数ですがご起立をお願ひいたします。 名簿番号18 富津警察署署長の三嶋和生様は、本日所要により欠席のため、富津警察署生活安全課の本郷様にご出席いただいております。 名簿番号20 ふる里学舎キッズガーデン君津の原田幸枝様。 以上、お二人が新規委員となります。よろしくお願ひいたします。</p>

	<p>以上で新規委員の紹介を終わります。 続きまして、事務局を紹介いたします。 健康福祉部長の小野田でございます。 障がい福祉課長の福原でございます。 障がい支援係長の小川でございます。 障がい給付係の平野でございます。 障がい支援係計画担当の峯岸でございます。 本協議会の事務の一部を受託しております「富津市基幹相談支援センターえこ」の管理者大森でございます。 また、「いきいきふつつ障がい者プラン」の計画策定業務を受託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の小林氏、大塚氏でございます。 最後に、本日進行を務めております障がい福祉課の能城でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。 以上で、「新規委員及び事務局紹介」を終わります。 それでは、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第6条第1項に「協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる」とありますので、これからの議事進行は、島津会長にお願いしたいと存じます。 島津会長、よろしくお願ひいたします。</p>
島津会長	<p>それでは議長として、会議の方を進行させていただきますので、皆様方ご協力よろしくお願ひいたします。 議題に入る前に議事録署名人、会議録署名人を決める必要があります。私の指名する方をお願いするということでご承認いただけますでしょうか。 (異議なし) ありがとうございます。 会議録署名人は、「地域作業所和楽」の小池委員と、「富津市社会福祉協議会」の川口委員のお二人にお願いしたいと思います。 なお、お二人には後日、事務局から調整した会議録を確認していただき、署名をお願いいたします。</p>
4. 議題	(1) 令和8年度各部会等の活動方針について
島津会長	<p>それでは議題に入ります。 議題(1)「令和8年度各部会等の活動方針について」を議題いたします。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
能城課長補佐	それでは、議題(1)「令和8年度各部会等の活動方針について」

説明いたします。

まずは、初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、富津市障害者総合支援協議会について簡単にご説明させていただきます。

資料3 ページ「富津市障害者総合支援協議会 基本構成図」をご覧ください。

本協議会は障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するために設置され、年齢・性別・状態等を問わず、誰にとっても住みやすく、生活しやすいまちづくりを目指す協議会です。

この協議会は、様々な関係機関の方により構成され、障がいのある方及びそのご家族に関する支援策等を中心に協議しつつ、障がいのある方及びそのご家族とあらゆる周囲の環境・地域との接点で潤滑油のような役割を果たします。

資料4 ページをご覧ください。

本協議会と、この後説明いたします各部会及び各種会議などの概要一覧となっております。

本協議会につきましては、今年度は計画策定年度となることから本日を含め、年度中に4回開催する予定です。

次に、資料5 ページ「富津市障害者総合支援協議会部会設置要領」をご覧ください。

第1条で、「富津市障害者総合支援協議会における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会」とあり、第2条で、設置する部会の名称及び所掌事務を規定しております。

それでは、各部会の概要及び令和8年度の活動方針をご説明いたします。

資料7 ページ「各部会の概要及び令和8年度活動方針」をご覧ください。

まず、就労支援部会につきましては、障がいのある方の就職や実習などがスムーズにできるよう、その基盤整備をしていくことが役割と考え、障がいのある方と企業それぞれのニーズや課題解消に繋がる活動を行っております。

令和8年度の活動方針については、「障害者就労施設物産展については、月2回開催予定だが、販売方法の検討をしていくこととし、市役所での定期販売以外に、広く市民の方に知ってもらうことを目的に、障がい関係イベントでの物産展を企画する。」

また、「農福連携に関して、お試しノウフクに参加した事業所によ

る実践報告会などを行い、情報共有し、課題となることはどのようなことかなど、意見交換をできる場を作っていく中で、農福での連携が少しずつ広がっていくことを目指す。」となっております。

次に、地域生活支援部会につきましては、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、連絡・調整・研究・広報等を行っております。関係機関とのネットワークの構築や、障がいのある人が地域生活を送るうえで様々なサポートに繋がるような取り組みを検討しており、地域にある資源の情報収集や当事者の意見を伺い、有事の際に落ち着いて行動できるような仕組みづくりを関係機関とともに取り組んでおります。

資料8ページをご覧ください。

令和8年度の活動方針については、「福祉避難所の見学を通して見えてきた、自助の大切さを周知、啓発するため、避難生活を想定したワークショップにて、各障がい種別に応じて平時の際に備えておくべきもの等を把握し、備えておくの良い物リストを、今年度発行する広報誌「もごっち」に掲載予定。」となっております。

次に、子ども部会につきましては、保護者・当事者団体・保育所(園)・幼稚園・教育機関など多様な機関で構成され、「障がい児支援に関する事項の調査審議」に係る事務を所掌しており、併せて保護者や支援者支援のための活動を行っております。

令和8年度の活動方針については、「スキルアップ講座では、発達障がいを広義的に捉え、関連するテーマの講座を開催し、発達障がいの理解を広げ、発達障がい福祉の発展に寄与する。」

子育て交流会は、「誰でも参加できるように現在の開催形態等を継続し、広報誌や「ふつつ子育てLINE」、障害者手帳交付時等に周知を行う。」となっております。

次に、権利擁護部会につきましては、「障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくり」を目標に活動しております。

資料9ページをご覧ください。

令和8年度の活動方針については、「あったかふつつエンジョイトークとして、令和7年度に引き続き、意思決定支援及び成年後見制度について、市内の福祉事業所や当事者家族と一緒に学んでいく。」「意思決定支援についての考えを地域移行や地域生活支援拠点に反映させた事業所向けの研修を継続していく。また、昨年度の研修内容を映像で記録したものをもとに、参加できなかった事業所などを対象に、部会員が事業所などを訪問し、研修の開催を予定。」となつて

	<p>おります。</p> <p>資料9ページから10ページにかけて記載しておりますが、ただ今説明いたしました4つの部会とは別に、協議会全体の運営を円滑に行うための「連絡調整会議」、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関することを協議・検討する「障害者差別解消会議」、協議会の広報活動に関することを協議・検討する「広報会議」の3つの会議が設置されており、例年どおり必要に応じて会議を開催してまいります。なお、資料に記載はありませんが、市内の事業所職員等が参加し、事例検討を行っている「相談支援関係事業所連絡会」を月に1回開催しております。</p> <p>簡単ではございますが、以上で議題(1)「令和8年度各部会等の活動方針について」、説明を終わります。</p>
島津会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質疑等委員の皆様ありますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>特にないようですので、議題(1)「令和8年度各部会等の活動方針について」を終わります。</p>
4. 議題	(2) 富津市地域生活支援拠点の令和7年度運用評価について
島津会長	<p>続いて議題(2)「富津市地域生活支援拠点の令和7年度運用評価について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
小川係長	<p>それでは、議題(2)「富津市地域生活支援拠点の令和7年度運用評価について」説明いたします。</p> <p>まずは、初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、地域生活支援拠点について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>資料11ページをご覧ください。</p> <p>地域生活支援拠点の役割については、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいをお持ちの方等の生活を地域全体で支える提供体制を構築するため、市町村が中心となって地域の実情に応じて必要な機能を整備するものとされております。</p> <p>地域生活支援拠点が整備する機能は、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能があります。</p> <p>この5つの機能を有機的に結び付け、地域生活支援拠点を円滑に</p>

実施するため、基幹相談支援センターが、全体のコーディネートを担当しています。

なお、本市においては5つの機能を段階的に進めていくためのロードマップを12ページのとおり作成しております。

本日は、地域生活支援拠点等において市町村に求められる役割として、「協議会等を活用し、拠点の運営や活動に関する評価を定期的実施すること」とされていることから、令和7年度の運用状況及び令和8年度の運用方針についてご説明させていただきます。

資料13ページをご覧ください。

この「富津市地域生活支援拠点 令和7年度運用評価シート」は、各機能の機能概要、運用方針、令和7年度の運用状況、令和8年度の運用方針などが記載されております。

ここでは、機能名称順に、「令和7年度運用状況」及び「課題と令和8年度運用方針」を読み上げさせていただきます。

まず、「①相談支援機能」の「令和7年度運用状況」につきましては、障害福祉サービスに繋がっていない知的障がい者で優先順位の高い対象者に対し、自宅訪問を行い、登録勧奨を実施しました。

また、基幹相談支援センターや相談支援事業所による常時の連絡体制を確保しました。なお、令和7年度末の登録者数は17人となっております。

「課題と令和8年度運用方針」につきましては、引き続き、事前把握・登録に努めるとともに、常時の連絡体制を確保します。

また、障害福祉サービスに繋がっていない障がい者で優先順位の高い対象者に対し、自宅訪問を行う等、登録勧奨を実施してまいります。

続いて、「②緊急時の受入れ・対応機能」の「令和7年度運用状況」につきましては、実際に緊急時の受入れ・対応になるケースはありませんでした。

また、緊急時の対応を円滑に行えるよう、市・基幹相談支援センター・相談支援事業所による台帳登録のある対象者の進捗状況の確認の場を定期的に設けました。

「課題と令和8年度運用方針」につきましては、緊急時の受入れ・対応については、実績もなく、具体的なイメージが持たれていないため、関係機関による具体的なイメージの共有が課題となっております。

また、台帳登録のある対象者に係る定期的な進捗状況の確認は継

続いて実施してまいります。

続いて、「③体験の機会・場の機能」の「令和7年度運用状況」につきましては、将来的に短期入所の利用を想定している事業所への訪問をすることで事業所に慣れていき、短期入所の体験に結び付けていく段階の方が1名いらっしゃいます。その他の登録者は、ご本人様からの意向がないことにより、体験の機会・場の提供までに至るケースはありませんでした。

「課題と令和8年度運用方針」につきましては、本人からの意向が優先されるため、体験の機会・場の機能の利用の調整に至るためのアプローチ方法を検討していく必要があります。

また、体験に至った事例があれば、今後進めやすくなることから、まず1件の事例を目指してまいります。

続いて、「④専門的人材の確保・養成機能」の「令和7年度運用状況」につきましては、専門的人材の確保・養成にまでは、至りませんでした。

「課題と令和8年度運用方針」につきましては、まずは他の機能を推進し、地域生活支援拠点事業の運用を進めていく。その上で必要な人材の確保・養成についても検討してまいります。

続いて、「⑤地域の体制づくりの機能」の「令和7年度運用状況」につきましては、市ホームページ等による周知を図りました。

また、拠点登録事業所による関係者会議を開催し、事業の進捗報告や事例紹介等により事業の理解促進を図りました。

「課題と令和8年度運用方針」につきましては、地域で身近に関わる方との連携体制が不可欠であることから、引き続き周知活動を行います。

また、登録事業所の中に居宅介護サービス事業所がないことから、登録に向けてアプローチしていく必要があります。

富津市地域生活支援拠点事業の運用が開始し、令和8年度は5年度目を迎えます。

関係者間で協議をしながら、登録勧奨や進捗状況の確認などにより、運用を進めております。

令和8年度も引き続き関係者間で連携を図りながら運用を進めるとともに、体験利用や専門的人材の確保・養成なども検討を進め、障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでまいります。

以上で、議題（2）「富津市地域生活支援拠点の令和7年度運用評

	<p>価について」説明を終わります。</p>
島津会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質疑等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p>では、私から2点質問いたします。</p> <p>相談支援機能の中で、登録者が17人いるということですが、実際に17人で障害福祉サービスに繋がった方がいるのか、あるいは、なかなか難しいケースで繋がらないのか。そういったところをお聞かせ願いたいです。</p> <p>それから、緊急時の受け入れですが、実際に富津市として、緊急時の受け入れ体制は、どこがどのように対応してくれているのか。</p> <p>今回なかったということですが、どのように各施設と連携してるのかを聞かせください。</p>
福原課長	<p>お答えします。</p> <p>まず1点目の17名についてですが、現状居住系のサービスには繋がっていません。その中で、以前は何名か登録された方が、障害福祉サービスに繋がり、グループホーム等に入居できた方もいますので、そういう方については緊急時対応というよりは、既に居住確保でき、安定していますのでそういう方は登録から外しております。</p> <p>ただ、この17名については、居住系のサービスに繋がっていない方ですので、その方がサービスを受け入れるといたしますか、本人がやりたいと思うことが、なかなか進まないこともありますので、引き続き丁寧な説明をしながら、本人が少しでもやる気が起こったときに体験に繋げていければと考えております。</p> <p>また、もう1つの緊急時対応についてですが、緊急時については、短期入所といったところを考えながら進めています。</p> <p>あとは、「なるべく在宅しながら緊急時を過ごせるのが一番良い」といった意味では、居宅介護といったサービスです。</p> <p>例えば、居宅介護の方で、食事提供などがあり、お風呂・入浴ができることにより、安心して居宅が進められれば、それに越したことはないと思っておりますが、なかなか居宅事業所が進まないところで、並行して短期入所の方は進めています。ただ、短期入所事業所の方も、いきなり事業所に来られると困ってしまいますので、まずは体験で短期入所を経験できれば、「緊急時が、緊急時にならないようにしよう」というのが、富津市の考えなので、そのようにして進め</p>

	ております。
島津会長	ありがとうございました。他に何かございますか。
近藤委員	「①相談支援機能」についてですが、昨年度については運用状況として、「知的障がい者で優先順位の高い対象者」ということですが、今年度につきましても同様に、精神ですとか身体を除いて、知的障がい者で優先順位の高い方を対象としたかたちになるのでしょうか。
福原課長	昨年度は、知的障がいというところで優先順位の高い方、一昨年度は、身体障がいの方で、例えば聴覚や視覚に障がいのある方というように進めておりました。 今年度については、その部分を「基幹相談支援センターえこ」のコーディネーターの方と話をしながら進めていきたいと思っておりますが、その状況は、まだ決まっておりません。
島津会長	他にございますか。 (意見なし) それでは、ご質問等ないようなので、議題（２）「富津市地域生活支援拠点の令和７年度運用評価について」を終わります。
４．議題	（３）富津市基幹相談支援センター事業計画について
島津会長	続きまして、議題（３）「富津市基幹相談支援センター事業計画について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
大森管理者	ここは、「基幹相談支援センターえこ」の大森からご案内を差し上げたいと思います。 資料は１４ページからになります。よろしく願いいたします。 基幹相談支援センターは９つの事業を受託しております、その９つの１つ１つに計画を作成いたしましたので、そちらをご案内したいと思います。 １５ページ「業務内容」の（１）「障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援について」です。 「ア」、「イ」と細かいことが書いてありますが、そちらは、後ほどご確認いただきたいと思います。 下の「実施計画」をご案内いたします。 まず１つ目ですが、「総合的及び専門的な相談内容に対応するため」ということで、社会福祉領域と隣接領域の専門職、具体的には社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師・臨床心理士の資格を持つ者の６人体制での対応を考えております。 原則として相談室に職員が在席する体制を維持しつつ、相談機能

を止めずに相談者が困ることのないよう、来所者に即対応できるような体制をつくってまいります。

同じぐらい大切な外に出ていく仕事もあるのですが、アポなしで利用者が来られても対応できる状態を併用できるようにしていきたいと思っております。

3番目「利用者の状況に応じた計画作成支援を実施する。」ですが、サービスが必要な利用者の方に関しては、計画相談の方が、個別支援計画ではなく、サービスの利用計画を作成することになりますが、セルフプランで対応できるような方もいらっしゃいますので、こちらについては、一緒に対応していくような体制をつくります。

4つ目は、「地域生活支援拠点との連動を行い、手帳を持つにもかかわらずサービスに繋がっていない利用者宅へのアウトリーチ」については、年4回を予定しております。

また、近年の相談内容として主に「障害年金に関する相談」については、個別性が高く専門的なことだったりもするので、相談者の負担軽減を目的に、初期段階における窓口での適切で均質化された案内を行うためのフローチャート等を整備し、相談者が迷うことなく必要な支援に繋がる支援体制をつくろうと考えております。

続きまして16ページ(2)「相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組」ということです。

毎年行っておりますが、市内の相談支援事業所を訪問させていただきます。

年4回予定しております。各事業所の課題や工夫について把握し、合わせて、個別ケース・連携ケース等に対し個別に指導の機会を設ける予定となっております。

主なものとしては、一番下に「複数の相談支援事業所による協働推進モデル」というのがありますが、基幹センターとしては、その後方支援及び助言を行い、相談支援の質の向上と、円滑なサービス利用の促進を図っていこうと思っております。

こちらを実現することが、今年目標というふうに捉えております。

続きまして、17ページです。

(3)「障害者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進」についてです。

実施計画の2番目にありますが、入所施設からの地域移行につい

て、現在協議の場の設置を行っておりますので、そちらを継続し、地域移行・意思確認を行うモデルを形成していこうと思っております。

こちらについては、市内の入所事業所を2つのサービス管理責任者等と連携をして進めておりますので、そちらも進めていく予定となっております。

また、一番下の「精神科病院からの地域移行」については、計画相談の中で行われる具体的な地域移行のケースで、時間がかかりかかったりしますので、そちらの支援を併せてフォローするような動きを引き続き考えております。

続きまして、18ページです。

(4)「障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること」です。

主には、実施計画の成年後見と虐待防止の2点になります。

成年後見においては、3つ目にあります、今年度より富津市役所の庁内に設置されたふつつ成年後見支援センターで、中核機関と連携を行い、成年後見制度の利用について連携し構築を図ってまいりたいと思います。

虐待防止については、障がい者虐待だけでなく高齢者虐待、児童虐待といった様々な方と関わることもありますので、連携をとりながら、この虐待防止に関する取り組みを進めていきたいと考えております。

続きまして、19ページです。

(5)「地域生活支援拠点事業に関すること」です。

先ほどの議題でお話をした地域生活支援拠点に関する内容になります。

上から4つ目「新たに把握した要対応世帯について定期的に市と共有会議を行い、モデルケースの企画を検討する。」となっております。

また、5つ目「拠点事業所との協議の機会を定期的に設け、地域生活支援拠点等の体制整備に向けた情報共有、課題整理及び対応策の検討を行う。」となっております。

今でも月1回登録されたケースについては、確認の場を設けております。こちらは市と基幹で情報の把握に努めてまいりますので、「緊急を緊急しない」という説明が先ほどありましたが、そちらを目標にケースの把握に取り組んでいきたいと思っております。

また一番下にあります「地域事業所との協議の場の設置を年2回実施。」と書いてありますが、緊急になるケースはありませんでしたが、緊急のあるケースが、いつ発生するかわからない状況ではありま

すので、拠点の事業所登録をしている事業所の方々とは、その次どうするのかというような体制について、しっかり協議する場を8年度は考えていきたいと思っております。

続きまして、20ページです。

(6)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関すること」になっております。

富津は、あまり人口が多くない市であるため、医療的ケアが必要なお子さんの数もあまり多くありません。そのため、しっかりケースの把握ができるかたちになっております。

3つ目、市内電源マップについては作成を予定しています。医療的ケアがある方の災害時の電源確保は、とても重要なことだと思いますので、自動登録されていることに基本的にはなっているのですが、ケースが少なく把握できる部分、事前に準備できるようなことを検討していければと思っております。

続きまして、21ページです。

(7)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に関すること」になります。

こちらについては、圏域や市でシステム協議の場の会議体がありますので、こちらに参画することがもちろん大前提ということにはなりますが、我々基幹センターの独自の取り組みとしては、精神障がいのある方のご家族の勉強会の場であったり、精神障がいと特に限定しているわけではないのですが、どなたが来ても構わないという「おしゃべり場」という活動を展開しておりますので、この2本の柱を中心に今年度も進めてまいります。

「家族の小さな勉強会」は、あまり関わりのなかった保護者同士の接点の場としてずっとやっています。昨年度については、家族同士が、私たちが深く関わらずに接点を持って、お互いに意見交換できるようなかたちがありましたので、似たようなことが今年もできたら良いなと思っております。

「おしゃべり場」については、基本的には富津市役所の庁内を借りてやっていますが、この縦に長い富津において、特に南の方の地域で同じようなニーズを持っている方が、なかなか市役所に行きづらいという話も聞いていますので、今年度に関しては特に金谷地区の方で出張開催ということを検討し、こちらが好評のようでしたら、定期的にやっていけたらと思っております。

続きまして、22ページです。

(8)「法第77条第1項第3号に規定する事業」ということで、こちらは、ケースワーク業務を示しております。

(1)で説明したような専門職を配置し、センターの中で担当者を決めて、その者を軸にケースワークを進めていくこととなります。

2つ目のところに「障害者手帳を所持していないが、生活上の困難を抱えている市民に対し」ということで、アウトリーチを考えております。これは、地域生活支援拠点にも関わる事業となってくると思っておりますので、なかなか関わりが薄い方、公的などところになかなか繋がっていない方へのアプローチについては、今年度も力を入れていこうと思っております。

【目的・効果】というところで、①から⑥を挙げさせていただきましたが、いずれも効果は、なかなか出づらいところではありますが、予防的に関わっていくということ、「緊急にしない」という、拠点と同じような考え方で能動的に展開をしていけたらと思っております。

続きまして、23ページです。

(9)「前各号に掲げるもののほか、業務の実施に付随すること」ということで、我々「基幹センターえこ」で、オリジナルに考えているということになります。

総合支援協議会の事務局を一部受託しておりますので、この協議会に関することとなります。今年度1年間任期が延びるというかたちで継続しておりますが、来年度以降この障害福祉計画が、変わっていくのとあわせて、部会の再編ですとか、部会のあり方について今年度にかけて考えていきたいと思っております。

国は地域生活支援拠点、この総合支援協議会と基幹相談支援センターの3事業を結び付けてしっかり検討するようという方針が出ていて、今年度は国の方針の3年目になります。

この軸となる協議会を中心に、いろいろなことを考えていけたらと思っておりますので、こちらについては、委員の皆様方に相談したり、ご報告したりして来年度を迎えられるようにしたいと思っております。

②は、県の事業で障害児等療育支援事業になります。基幹センターで主にやっていることは、市内の保育所、幼稚園、小学校等を巡回することをしております。心理士や作業療法士の専門職が、市内を巡回させていただいて、支援者支援というかたちで、保育士さんや学校の先生を支えるという仕組みです。これも長年続けておりますので、し

	<p>っかり継続していきたいと思っておりますし、訪問支援を期待することに関して、インタビュー調査などを今年は考えており、結果をお示しできるようにしていきたいと思っております。</p> <p>最後に、③「障がい児者を取り巻く防災体制の強化に関する事項について」は、相談支援事業所が、市内で4ヶ所ある中で、相談支援事業所にも BCP 計画、事業継続計画の策定が必要であり、津波ですとか、台風、地震など、そういった際にどのように事業を継続していくかというのは、実は各事業所で考えてはいますが、そちらをお互いに確認して内容によっては、市に報告するレベルのものでもあると思うので、そちらも足並みを合わせていくといったことで、体制の一助になればと思っております。こちらは今年度、各相談支援事業所の方に投げかけて、1つのかたちにしていただけるものをお作りできればと思っております。</p> <p>長くなりましたが、私からは以上になります。</p>
島津会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見、ご質疑等ございますか。</p> <p>ケアセンターさつきの大菌代理委員をお願いします。</p>
大菌代理委員	<p>ケアセンターさつきの大菌です。</p> <p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>15ページ「事業実施計画(1)」についてですが、利用者の状況に応じた計画作成支援を実施するというところで、セルフプランの支援を実施すると伺ったのですが、セルフプランの支援は、本当にいろいろであり、なるべく相談がつくようにやっている中で、やはりセルフプランを使っていかないと、なかなかサービスが回っていきません。そのサポートをしてくださっていると思うのですが作成のサポートの他に、サービスが始まってからのサポートは、何かありますでしょうか。</p>
大森管理者	<p>セルフプランは、本人が書けるか、もしくは本人のご家族が書くということが、セルフプランの状況になっています。</p> <p>市の方針としては、できるだけ、この数を少なくしていくかたちになっているため、やむを得ず書くことになった人に対しての支援になっています。このあり方は、実情と年齢や、利用される方の状況によって、ずいぶん変わってくるので、これからは障がい福祉課と常に連携しながら進めていこうと思っております。</p> <p>それから、ご質問いただいた「始まってから」というのは、どう</p>

	<p>いったことでしょうか。</p>
大菌代理委員	<p>本来計画相談がついていれば、モニタリングがあると思うのですが、セルフプランだとモニタリングがなくて、始まった後は、事業所がメインで支援するかたちになると思いますが、相談したいことや、何かあったときに相談に乗る体制がどういった展開をされているのか気になって質問しました。</p>
大森管理者	<p>ありがとうございます。</p> <p>セルフプランの1番の弊害が、ご意見にあった「モニタリングがないこと」だと思っております。だからこそ、プランをしっかり作っていくように促していければと思っております。</p> <p>セルフプランの方の状況を、全て基幹センターで把握している訳ではないのですが、概ねどういう方がサービスを使っているといったことを確認できる状況にあります。セルフプランのモニタリングがない方については、確かに重要な課題なので、こちらについては障がい福祉課と連携しながら、支援体制をしっかりつくっていきたいと思っております。</p>
島津会長	<p>他にありますか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p>私から2点確認です。</p> <p>資料の20ページ(6)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関する事」ということで、私の所属する法人で、医療的ケア児を受けてますが、非常に利用の申し込みが多いです。</p> <p>定員がいっぱいになってしまっていて、なかなか受け入れきれないのが現状です。この地域でも受け入れるところが増えてきたかなと思っておりますが、ここに来て、国の政策も結構、児童に関して厳しいところがあり、なかなかこの医療的ケア児を、受け入れてくれる施設がないといった話を、担当から聞いています。今の富津市だけでなく、君津地域の中で、この医療的ケア児を支援できるだけのキャパが、あるのかどうかといったところを聞かせていただきたいです。</p> <p>それから21ページ「おしゃべり場活動の活発化」ということで、「金谷地区での出張開催(年2回)」とありますが、これは金谷地区で行う根拠がありますか。または、この金谷地区だけでいいのか。手始めにやるのであるのか、過去にこういった実績が、あったかわからないので教えていただければと思います。</p>
大森管理者	<p>では、20ページ(6)「医療的ケア児支援のための関係機関の協</p>

	<p>議の場に関すること」についての話になります。</p> <p>医療的ケア児や、利用者の方を受け入れるキャパについては、私達も危機感を感じております。増えたこともありましたが、事業所を閉所しますといったところもあり、この圏域の中で、最近では減の状態になっているかと思えます。</p> <p>一方で訪問看護をやっているところとの連携が進んでいたりして、訪問看護ステーションの方で、そのような対応ができるところを見つけてきて、在宅支援を何とか継続しているというところもあつたりしますが、引き続き考えていかななくてはならない状況です。</p> <p>市や圏域だけでは、なかなか難しい状態もあるため、協議の場を通じて、県にも体制について、いろいろ話をしていかななくてはならないと思っています。</p> <p>少し前に、茂原でかなり痛ましい事件があったため、事業者レベルでしっかり対応していける体制を構築するといったことが、全県で話が出ているので、そういう情報を取り入れつつ、体制をつくっていく方向で考えております。</p> <p>2点目ですが、21ページ(7)の「金谷地区での出張開催」についてですが、このように設定したのは、ケースを対応していく中で、金谷地区でのケースが多く、しかも、市役所から遠い地区だったりするので、家庭訪問で回っています。一つ一つ家庭訪問してお話を伺うことも、もちろん重要なのですが、おそらく家庭訪問する何件かの方々は、「集いの場で、対話の場があると楽しそうだ」とか、「活発化になりそう」といった具体的なケースがありました。</p> <p>このことから、金谷地区でやってみようといった話になりました。たまたま金谷だったというよりは、あの方とあの方とあの方と一緒に話をしたら、うまくいくのではないかといったことが、実情としてあったため、このような考えになっております。</p>
島津会長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他にありますか。</p> <p>小池委員お願いします。</p>
小池委員	<p>質問ではなく意見ですが、「おしゃべり場」の活性化ということで、私も関わっていますが、当事者の方が、実際に分析されたり、治療されたりしていますが、それぞれが、診られる側というか、分析される側だった人たちが、本当に一緒になって、それぞれを研究し合って、自分たちのことは自分たちが良くわかるといったことをあの場で共有しています。</p>

	<p>自分1人で悩んでいたことを、みんなで共有して、みんなの知恵にしていくといったことが、実際にできていると私は思っています。非常にこの活動はいいなと思っていますので、ぜひ広げていけたら良いかと思っています。</p> <p>もう1点ですが、大藪さんのご意見にあったモニタリングの話です。</p> <p>実際に、私の所属する事業所の利用者さんで、セルフプランでやっているパターンの方が何人かいますが、頻りに相談に来てくれて、モニタリングといったかたちではないですが、モニタリングみたいなことを、実は定期的実施されているケースがあるので、そこも非常に助かっております。</p>
島津会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他は、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、ご意見等ないようなので、議題(3)「富津市基幹相談支援センター事業計画について」を終わります。</p>
4. 議題	<p>(4) いきいきふっつ障がい者プラン第4次基本計画・第8期障害福祉計画(第4期障害児福祉計画)の策定方針及び策定スケジュールの報告について</p>
島津会長	<p>続いて、議題(4)「いきいきふっつ障がい者プラン第4次基本計画・第8期障害福祉計画(第4期障害児福祉計画)の策定方針及び策定スケジュールの報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
福原課長	<p>議題(4)「いきいきふっつ障がい者プラン第4次基本計画・第8期障害福祉計画(第4期障害児福祉計画)の策定方針及び策定スケジュールの報告について」説明いたしますが、その前に資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>資料25ページ、「6. 計画策定の基本的な視点」について①、②、③と表記していますが、正しくは、(1)、(2)、(3)となります。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、説明に入ります。資料24ページをご覧ください。</p> <p>まず始めに、「いきいきふっつ障がい者プラン」とは、どのような計画なのかについて簡単に説明させていただきます。</p> <p>「いきいきふっつ障がい者プラン」は、障がいのある方のための施策を示した計画で、障がい者施策全般の方向性や基本理念等を定め</p>

た「障害者計画」、障がい福祉及び障害児福祉サービス等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となる「障害福祉計画・障害児福祉計画」で構成されております。

「第3次基本計画」である障害者計画を平成30年3月に策定、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を令和6年3月に策定し、各計画に基づき、各種施策の展開を図っているところでございますが、第3次基本計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の全ての計画期間が、今年度末をもって終了することから、令和9年度から14年度までの6年間を計画期間とした第4次基本計画、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とした第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画を今年度中に一体で策定します。そこで、計画策定にあたり、基本的な方針を資料のとおり定めたところでございます。

それでは「1. 策定の背景と趣旨」から順にご説明いたしますが、策定の背景と趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますので、割愛させていただきます。

24ページ下段から25ページ上段をご覧ください。

「2. 計画の役割と位置付け」でございますが、(1) 障害者基本法の第11条第3項の規定により、国の障害者基本計画や県の障害者計画に即して、施策を推進するための基本理念を定め、今後の施策の推進を図る指針を定める。

(2) の障害者総合支援法第88条第1項及び、(3) の児童福祉法第33条の20第1項の規定により、国の基本指針に即して、障害福祉サービスや障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、各法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める。

(4) 国の基本指針や県の障害福祉計画及び障害児福祉計画を踏まえるとともに、「富津市みらい構想」をはじめ、各種関連計画と連携・整合を図りながら策定することとしております。

「3. 策定期間」でございますが、令和9年3月を期限に策定してまいります。

「4. 計画期間」でございますが、障害者計画については、令和9年度から令和14年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、令和9年度から令和11年度までの3年間でございます。

なお、障害者計画については、これまで計画期間を9年としていましたが、国が障害者基本計画の見直しを5年ごとに、県が3年ごとに

行っていることから、国や県の障害者基本計画の内容を本市の障がい者計画へ速やかに反映させるために、9年から6年に変更することとしました。

「5. 計画で定める事項」でございますが、(1) 障害者計画については、障がい者施策全般の方向性や基本理念、基本目標等を定める。

(2) 障害福祉計画については、障害者総合支援法第88条第2項各号及び第3項各号に定める事項。

(3) 児童福祉法第33条の20第2項各号及び第3項各号に定める事項でございます。

障害福祉計画及び障害児福祉計画で定める事項について、簡単に申し上げますと、各法ともに第2項は障害福祉サービスや障害児通所サービス支援の提供体制の確保に係る目標と必要な量の見込みを計画に定めることが義務化されており、第3項は、計画に定めた必要な見込量の確保のための確保方策と関係機関との連携に関する事項を定めるよう努めるとされております。

「6. 計画策定の基本的な視点」でございますが、3つの視点に立って計画を策定してまいります。

(1) 施策の総合的な展開を示す部分を障がい者、障がい児及び障害者手帳非所持者を対象としたアンケート等による意見を踏まえながら、施策の構築を図る。

(2) 現計画の効果検証を行い、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図る。

(3) 法定の計画部分は国の基本指針に即して策定する。

25ページ下段から26ページ上段をご覧ください。

「7. 計画の対象者」でございますが、障害者基本法をはじめとした、各関連法に規定される障がい者すべてとしております。

「8. 計画の策定体制」でございますが、

(1) 本協議会においては、計画内容等についての審議を行っていただくと共に、いただいたご意見を計画に反映させてまいります。

(2) 障がい者及び障がい児、障害者手帳非所持者、福祉事業所を対象とし、障害福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、アンケート調査を実施する予定です。

(3) 広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。

資料27ページ「いきいきふつつ障がい者プラン第4次基本計画・

	<p>第8期障害福祉計画（第4期障害児福祉計画）策定業務スケジュール」をご覧ください。</p> <p>4月から既にアンケート調査票の検討を行っており、本日の協議会の議題（5）にてアンケート調査票（案）についてご意見をいただき、その意見を基に、6月にかけてアンケート調査票の調整を行い、7月上旬にアンケート調査を実施予定です。</p> <p>その後、9月末までに結果の集計及び分析を行い、計画素案を取りまとめ、10月上旬に予定しております、第2回協議会にてアンケート結果及び計画素案についてご確認いただきます。</p> <p>また、アンケート調査の結果を基にサービス見込み量を推計し、サービス見込み量を反映させた計画素案を、11月中旬に予定しております第3回協議会にて、ご確認いただきます。</p> <p>その後、12月下旬からパブリックコメントを1か月間実施、2月上旬には計画最終案を作成し、2月中旬を予定しております第4回協議会にてご確認いただき、3月に計画策定・公表をいたします。</p> <p>最後に、富津市の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画では、「障害」という表記について、漢字の「害」という字の否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて平仮名表記で策定いたします。</p> <p>簡単ではございますが、以上で議題（4）の説明とさせていただきます。</p>
島津会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>私から意見です。</p> <p>25ページ「7. 計画の対象者」ですが、「障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条、児童福祉法第4条及び発達障がい者支援法第2条等の関連法に規定される障がい者すべてとする。」となっておりますが、難病患者については、この中で網羅されていますか。</p>
福原課長	<p>難病患者については、障害者総合支援法の中に、難病が入っております。</p> <p>ただ、難病に関するデータが当市にあまりないといった状況のため、身体障がい者など、何かしらのケースを持っている方と併用というかたちにどうしてもなってしまいます。</p> <p>以前であれば、「難病見舞金」といった事業があり、難病患者のリストを所有していたのですが、現状はそのような状況です。その部分</p>

	では、難病の対象者はおりますが、人数は、かなり制限されているような状態となっております。
島津会長	難病見舞金がなくなったことは私も承知しています。 当時、保健所に申請をして、「そういったデータをもらえないのか」といったお願いをした記憶がありますが、実際に保健所に問い合わせても個人情報の観点から情報提供してもらえないのでしょうか。
福原課長	それについては、以前確認したこともありますが、やはり個人情報の絡みがありますので、「提供できない」といった回答をいただいております。
島津会長	できる限り、市で把握している難病患者の方たちへのアンケート等も取りながらお願いしたいと思います。 他に何かありますか。 (意見なし) よろしいですか。 それでは、ご意見等ないようでございますので、議題（４）「いきいきふっつ障がい者プラン第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）の策定方針及び策定スケジュールの報告について」は、終わります。
4. 議題	(5) いきいきふっつ障がい者プラン策定に係るアンケート調査票について
島津会長	続いて議題（５）「いきいきふっつ障がい者プラン策定に係るアンケート調査票について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
福原課長	議題（５）「いきいきふっつ障がい者プラン策定に係るアンケート調査票について」説明させていただきます。 まず始めに、計画策定にあたり障がい者向けアンケート調査を行う目的について説明させていただきます。 障害者総合支援法第８８条及び児童福祉法３３条の２０において、市町村が計画を作成するにあたり、「障がい者及び障がい児の心身の状況やその置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を作成するよう努める」とされています。 障がい者及び障がい児の実態を把握するに当たっては、障害者手帳の所持者数や障害福祉サービス等の利用実績など、既存の情報で把握が可能なものがある一方で、生活の状況やサービスの利用意向等のように、当事者に調査を行わなければ把握できない内容もある

ことからアンケート調査を実施するものです。

次に、アンケート調査の対象者について説明させていただきます。

障がい者向けアンケート調査の対象者については、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療費支給認定受給者証、障害児通所支援受給者証をお持ちの方の中から無作為に選んだ1,500人を対象とします。

次に、アンケート調査の項目についてですが、事前にお配りした資料28ページ以降には、調査項目を記載していますが、選んだ選択肢により、次にどの設問に進むべきかについては記載をしていません。

それに対し、本日お配りした「福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い」と書かれた資料は、対象者に送付するアンケート調査票の様式案であり、選んだ選択肢により、次にどの設問に進むか記載されますので、参考にしていただければと思います。

なお、ふりがなのあるものが障がい者向けで、ふりがなのないものが手帳非所持者向けになります。

それでは、各調査項目についてご説明させていただきます。

資料28ページをご覧ください。

設問数は、全部で47問となっており、設問数が多いと感じられますが、国の示す例示と同程度の設問数となっています。

なお、会議時間が長時間になっておりますので、委員の皆様へのご負担を考え、前回調査と変更の無い設問の説明は割愛させていただき、前回調査から変更を行った主な箇所のみ説明をさせていただきます。

資料の5行目をご覧ください。

強度行動障害の有無を問う設問となっておりますが、上段問4の設問の選択肢に、「10. 強度行動障害がある」を追加することにより、問4に包含することとしました。

資料7行目をご覧ください。

日常生活における支援の有無を問う設問となっておりますが、下段問6の設問の選択肢に「6. 支援は受けていない」を追加することにより、設問6に包含することとしました。

資料12行目をご覧ください。

働いていない理由を問う設問の選択肢に、「4. 就学中のため」、「6. 特に理由はない」を追加することとしました。就学による非就労や、明確な理由を伴わない未就労の実態を把握し、多様な状況を適切に分析するため追加しました。

資料 29 ページ、19 行目をご覧ください。

新たに、孤独・孤立の主観を問う設問を追加しました。本設問を追加し、設問間クロス集計することで、引きこもりの可能性のある人の心情面を伺うことができるようになります。

資料 23 行目をご覧ください。

外出時に困ることを問う設問の選択肢に「12. 特にない」を追加しました。選択肢を増やすことで、回答しやすいようにしています。

資料 25 行目をご覧ください。

家族や友人・知人とのコミュニケーションの有無を問う設問の選択肢を、コミュニケーションの有無だけではなく、頻度が分かるよう、選択肢を修正しました。

資料 31 ページ、41 行目をご覧ください。

障がいのある方への差別の有無について問う設問の選択肢の内容を細分化して、回答しやすいように修正しました。

資料 44 行目及び、32 ページ 45 行目をご覧ください。

今年度より「ふつつ成年後見支援センター」が設置されることにより、成年後見制度の認知状況や利用ニーズに関する設問を新たに 2 問追加しました。

資料 58 行目をご覧ください。

各障害福祉サービスの利用に関する設問となっておりますが、令和 7 年 10 月より、新たな障害福祉サービスとして「就労選択支援」が追加されたことに伴い、設問を追加しました。

資料 63 行目及び 75 行目をご覧ください。

「㊟ 計画相談支援」及び「㊞ 障害児相談支援」を利用していない方について、78 行目の問 41 に、利用していない理由を回答する設問を追加しました。

この設問を追加することで、国の指針による成果目標である「望まないセルフプランをゼロにする」の参考データとして活用することが期待できます。

資料 79 行目から 81 行目をご覧ください。

介護保険の利用に関する設問が 3 問ありましたが、調査結果を活用しにくいことや、質問数が多くなってしまうことによる回答者の負担軽減を考慮し、設問を削除することとしました。

資料 82 行目及び 33 ページ、83 行目をご覧ください。

災害時の避難に関する設問となっております。

前回調査時は 83 行目のとおり、1 人での避難の可否に関する設

問でしたが、設問内容を見直し、82行目のとおり、1人で避難できるかではなく、安全な非難の可否に関する設問へ変更することとしました。

自力避難を前提とせず、支援を受けながら避難する場合も含め、本人の実感に基づく避難の安全性、安心感を把握するため、修正しました。

資料88行目をご覧ください。

市の障害福祉施策として、特に力を入れるべきことに関する設問となっていますが、選択肢に「17. 情報提供の充実」、「18. 災害時の安全対策」、「19. 家族介護者への支援」を追加しました。

「17. 情報提供の充実」については、前回のアンケート調査において、情報提供に関する意見が多かったことを踏まえ追加しました。

「18. 災害時の安全対策」については、災害の激甚化や避難支援の重要性が高まっていることを踏まえ追加しました。

「19. 家族介護者への支援」については、家族介護者の負担増大や高齢化を踏まえ追加しました。

次に、手帳非所持者向けアンケートの調査項目について、ご説明させていただきます。

始めに、計画策定にあたり手帳非所持者向けアンケート調査を行う目的について説明させていただきます。

障害者基本法や障害者総合支援法の基本理念として、「障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げています。

手帳非所持者の障がいに対する理解度や、共生社会への意識等について把握することで、手帳非所持者の理解促進に必要な取り組みや啓発活動の方向性など「共生社会の実現」へ向けた施策の検討や当事者の目線だけではなく、手帳非所持者から見た障害福祉施策に対する課題を把握するため、今回新たに手帳非所持者向けのアンケート調査の実施するものです。

次に、アンケート調査の対象者について説明させていただきます。

障害者手帳等を所持していない18歳以上の市民の中から無作為に選んだ1,000人を対象とします。

それでは、各調査項目についてご説明させていただきます。

資料34ページをご覧ください。

設問数は全部で16問となります。

まずは、資料1行目から2行目、「基本属性」に関する設問につい

て説明します。

資料1行目をご覧ください。

問1は、回答者の年齢を回答する設問となります。

資料2行目をご覧ください。

問2は、回答者の住んでいる地域に関する設問となります。

次に、資料3行目から13行目の「日常生活」に関する設問について説明します。

資料3行目及び4行目をご覧ください。

問3は、障がいのある人と関わる頻度についての設問となります。

問4は、問3で障がいのある人と関わる頻度が、「日常的に接している」、「時々接している」、「これまで何度か接したことがある」と答えた場合、どのような場所に関わったか場面についての設問となります。

資料5行目をご覧ください。

障がいのある方に必要な就労支援に関する設問となります。

資料6行目、7行目をご覧ください。

問6は、周囲にひきこもり状態にある人がいるか問う設問となります。ひきこもりの地域実態把握のため設問を設けました。

問7は、問6で周囲にひきこもり状態にある人が「いる」と答えた場合、必要な支援を問う設問となります。

ひきこもり状態にある人への支援ニーズを把握するため設問を設けました。

資料7行目から13行目をご覧ください。

問8は、「K6」による住民のこころの状態把握を行うための設問となります。

「K6」とは、うつ病や不安障がいなどの精神疾患をスクリーニングするためのものです。

国の指針では、「地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。」とされており、今回の成果目標において、「K6による住民のこころの状態を把握」が設定されていることから、この設問を設けました。

次に、資料14行目から17行目、「権利擁護」に関する設問について説明します。

資料14行目をご覧ください。

問9は、障がい者に対する差別を感じたことがあるかを問う設問

	<p>となります。</p> <p>資料 1 5 行目をご覧ください。</p> <p>問 1 0 は、障がい者に対する差別を感じた場面に関する設問となります。</p> <p>資料 3 5 ページ 1 6 行目をご覧ください。</p> <p>問 1 1 は、障がいのある人への理解が深まっているかについて問う設問です。</p> <p>市民の共生社会意識の変化把握のため、設問を設けました。</p> <p>資料 1 7 行目をご覧ください。</p> <p>問 1 2 は、共生社会をつくっていくために必要な施策に関する設問となります。</p> <p>市民が求める共生施策の把握のため、設問を設けました。</p> <p>次に、資料 1 8 行目から 2 2 行目、「市の取組」に関する設問について説明します。</p> <p>問 1 3 は、障がいのある人にとって住みやすいまちか問う設問となっています。</p> <p>資料 1 9 行目をご覧ください。</p> <p>問 1 4 は、問 1 3 の設問で「3. あまり住みやすくない」、「4. まったく住みやすくない」を選択した人に、「住みにくい理由」を問う設問となります。</p> <p>資料 2 0 行目をご覧ください。</p> <p>問 1 5 は、「市が障害福祉施策として、特に力を入れていくべきこと」について問う設問となっています。</p> <p>市民の考える、施策ニーズ・優先課題の把握のため、設問を設けました。</p> <p>資料 2 1 行目をご覧ください。</p> <p>問 1 6 は、障がい福祉に関する制度等の認知状況に関する設問となります。</p> <p>市民の各障害福祉制度等の認知状況を把握するため、設問を設けました。</p> <p>資料 2 2 行目をご覧ください。</p> <p>最後に、市の障がい福祉の取り組みについて、自由記述欄を設けました。</p> <p>簡単ではございますが、以上で議題（5）の説明とさせていただきます。</p>
島津会長	ありがとうございました。

	<p>それでは、ただいま説明がありましたけれども、何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>項目がたくさんあるので、この場で意見することは、なかなか難しいと思います。</p> <p>例えば、持ち帰って気になる箇所があったら、事務局の方へ連絡をするようなかたちでもよろしいですか。</p> <p>期限を決めておかないとアンケートが実施できないので、ここで決めておきますか。</p>
福原課長	<p>それでは、この場では意見が言いづらかったりすると思うので、今回私の説明を聞いて、また、その他に聞きたいことがあるかもしれませんので、この後事務局からメールなどで、意見照会といったかたちをとりたいと思います。</p> <p>回答期限は1週間で行いたいと思います。</p> <p>ご多忙の中申し訳ありませんが、よろしくお願いします。</p> <p>意見の有無を回答していただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
島津会長	<p>それでは、そういったかたちで進めますので、もし何かご意見があれば、出させていただきたいです。</p> <p>今後のスケジュールがありますので、修正後のアンケート調査票の内容確認果については、私と森会長と事務局で突き合わせしていきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、議題(5)「いきいきふっつ障がい者プラン策定に係るアンケート調査票について」を終わります。</p>
5. その他	
島津会長	<p>それでは、5「その他」に移ります。</p> <p>委員の皆様から何かございますか。</p> <p>(発議なし)</p> <p>小野田部長、最後に1点だけお聞きしますが、前回の協議会の中で、「地域福祉計画を今後策定していく」ということでした。</p> <p>地域福祉計画は、今年がアンケート、来年が計画策定になるので、本来であれば、地域福祉計画があり、基本計画があるといったところになると思いますが、そのあたりは、地域福祉計画ができたときに、基本計画6年の計画ですので、何か大きな変更等があった場合、この</p>

	基本計画については、見直しなどを考えるのでしょうか。
小野田部長	<p>会長が、おっしゃるとおり、本来ですと地域福祉計画が、主体計画であり、それに基づいて、その他の「いきいきふっつ障がい者プラン」等を策定することになります。順番が逆になってしまう状況になっております。</p> <p>基本となるものが後になってしまいますが、そこは丁寧に調整しながら、どうしても直さなければいけない部分が出てきましたら、見直す必要もあるかと思えます。</p> <p>皆さんには、ご協力をお願いする場合もあるかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。</p>
島津会長	<p>わかりました。</p> <p>委員の皆様から何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">(発議なし)</p> <p>なければ、事務局から何かありますか。</p>
平野副主査	<p>事務局よりご連絡させていただきます。</p> <p>第2回目の会議は、令和8年10月頃に開催を予定しております。</p> <p>開催に際しましては、改めて文書にてお知らせさせていただきますので、ご承知のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは、以上となります。</p>
6. 閉会	(15 : 40)
島津会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和8年度第1回富津市障害者総合支援協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。</p>